



## 【1】自治体の財政について

日本は、全国どこに居住しても同じ公共サービスを受けることが出来る。ただ、人口減少社会を迎え、そのサービス維持が難しくなっている。そこで地方創生を打ち出して人口増加を狙うところだが、反面、地方への財政措置は成果の優劣によって配分が決められる。すなわち人口が減少し、その為、交付税額が減少するという状況も想定される。そういった状況も想定しながら地方財政は編成していかねばならない。

まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」と「総合戦略」の中の基本戦略として、①地方における安定した雇用の創出、②地方への人の流れをつくる、③若い世代の結婚・子育ての希望をかなえる、④時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するとあり、①～③は積極戦略として、④は調整（廃止）戦略として位置づけられる。すなわち増加傾向を辿る事を期待する半面、調整（場合によっては廃止）という状況を想定している。「つくる・ふやすだけでは駄目。やめる・へらすことが重要。」という暗示のメッセージである。

特に、その調整戦略として、端的に言えば「ワイズスペンディング（賢い支出）（※）」を行うことであり、確かな根拠に基づく政策立案が重要である。具体的には、地方自治体の類似団体間の比較を行うこと、地方自治体においても社会保障改革、公共施設の再編・集約化や老朽化対策等への計画的な取り組みを促進し、更なる「見える化」を行うことである。

本市においては現在、公共施設等総合管理計画の個別計画が作成されている。その中で「公共建築物の延床面積を今後40年間で、20%削減することを目標とします。なお、計画期間内（10年間）において、5%削減を目標とします。」と締めくくられている。従ってその削減がいかに「ワイズスペンディング（賢い支出）」に合致しているかを見定める必要がある。

### （※）ワイズスペンディング（賢い支出）

「賢い支出」という意味の英語。経済学者のケインズの言葉。不況対策として財政支出を行う際は、将来的に利益・利便性を生み出すことが見込まれる事業・分野に対して選択的に行うことが望ましい、という意味で用いられる。（出典：コトバンクより）

## 【2】あなたの自治体の財政を確認

住民サービスを維持し続けるのは地方自治体の役目であるが、その財源は自治体の自主財源と、国からの予算措置に分かれる。特に地方自治体での予算状況は決算カード（総務省のホームページに過年度分も含め全国都道府県、市区町村について掲載されている。）によって変遷を含め検証することができる。無論、自主財源により地方自治体自身が思うところの施策に充当できればよいが、全国でみても国の予算措置に頼らなくて良い地方自治体（不交付団体）は全体の約3%であり、従って、国からの何らかの予算措置によって自治体運営は行われていることになる。

換言すれば、「国頼み」という状態でもあり、また従来の地方債（公共施設に要する場合）に加えて、特例として臨時財政対策債（※）が地方自治体が発行できるされている。すなわち社会保障費の伸びに国が付いて行けず、同じく地方自治体もそうであり、無論、行政サービスを中止することはできず、すなわち臨時財政対策債で補うしか方法が無い状態である。また、人口減少社会であるが、民生費は増加の一途を辿っている。子供と高齢者の福祉に充てられる予算であり、類似団体等でその額の多寡を比較する必要はあるが、その行政サービスの質については、単に多寡によって充足度が計れることは無く、地方議員が注視して精査していく必要がある。

本市においては、民生費（構成比）は平成26年度：22,747,468千円（36.9%）、平成27年度：23,441,367千円（36.3%）、平成28年度：24,523,475千円（39.4%）と人口が若干の減少傾向の中、増加傾向を示している。人口の増加を望むのであれば、出生数の増加を期待するところであり、そうなれば民生費の抑制を念頭に置くことは難しいといえる。国からの予算措置の増大も難しく、すなわち、更なる自主財源の確保策に注力すべき必要がある。

### （※）臨時財政対策債

地方一般財源の不足を補うために特例として発行される地方債。必要に応じて地方自治体が発行し、償還費用は全額国が負担する。（出典：コトバンクより）

### 【3】国土強靱化政策（※1）と公共事業～公共施設のありかた

全国にある公共施設のうち、国が2割、残りは地方であり、その維持管理費は国全体で横ばいの傾向であり、更新（建替）費が増加しているが、人口減少にともなって更新費は減少していく傾向が顕著になると思われる。昭和45年（1970年）より特に小中学校建設による公共施設が増加し、その時期から45～50年経過する現在においては同じく人口減少にともなって統廃合の必要性が生じてきている。

地方財政の面から言えば、建設時は一般財源の充当率は低く、「建てやすい」状況であったが、維持管理費および補修費ならびに返済については一般財源で充当されるもので、財政を圧迫する構図となってしまう。

さて、こういった現状を少しでも改善するには「すべての行政がすべてのサービスを行うことを止める」ということが鍵となる。2014年に改正された地方自治法により連携協約（※2）ならびに事務の代替執行（※3）が創設されており、各地方自治体がそれぞれにおいて検討を進めるべきである。

その流れの中で、地方自治体に課せられている国土強靱化政策は、公共施設の老朽化への対応であり、公共施設等総合管理計画の中で除却および統廃合等が進められる中、立地適正化計画（※4）および居住誘導区域の策定を行っていくことが有効であると考えられる。

本市においては、公共施設等総合管理計画の個別計画は策定中であるが、立地適正化計画および居住誘導区域の策定の具体的検討はなされていない状況である。防災・減災および安心安全なまちづくりといった市のニーズと国からの補助金のメニューを鑑みながらスマートシュリンク（賢い縮減）を実行していく必要がある。

#### （※1）国土強靱化政策

どのような災害が発生しても、被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興できる、強さとしなやかさを備えた国土・地域・経済社会を構築すること。

#### （※2）連携協約

普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体と連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める連携協約を締結できること。（出典：総務省HP）

#### （※3）事務の代替執行

普通地方公共団体は、その事務の一部を、当該普通地方公共団体の名において、他の普通地方公共団体の長等に管理・執行させること（事務の代替執行）ができること。（出典：総務省HP）

#### （※4）立地適正化計画

居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる市町村マスタープランの高度化版。（出典：国土交通省HP）

研修会行程【 信風：稲田 清 】

月 日	行 程	宿 泊 地
8 / 2 2 (火)	10:26                      12:38 12:51                      14:33 米子駅 ===== 岡山駅 ===== (広島駅) ===== 博多駅 JR 特急やくも 12号                      JR 新幹線のぞみ 21号	ホテルリソル博多 TEL : 092-282-9269
8 / 2 3 (水)	<b>研修会「人口減少時代の自治体財政 in 博多」(1日目)</b> 場所：リファレンス駅東ビル (福岡市博多区博多駅東 1-16-14) 10:00~12:30 自治体財政について 14:00~16:30 あなたの自治体の財政を確認	
8 / 2 4 (木)	<b>研修会「人口減少時代の自治体財政 in 博多」(2日目)</b> 場所：リファレンス駅東ビル (福岡市博多区博多駅東 1-16-14) 10:00~12:30 国土強靱化政策と公共事業 ~公共施設のありかた~	
	14:10                                      15:52 16:04                                      18:21 博多駅 ===== (広島駅) ===== 岡山駅 ===== 米子駅 JR 新幹線のぞみ 36号                      JR 特急やくも 19号	

